

24食産第4449号
平成24年12月13日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

ブラジル向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

ブラジル向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「ブラジル向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成23年6月30日付23国際第336号）により、日本から輸出される全ての食品に対して日本の政府機関による放射性物質検査証明書又は産地証明書が求められていることをお知らせしたところです。

ブラジル政府は、12月7日付けで、福島県で生産・加工された食品には引き続き政府機関による放射性物質検査証明書を求める一方で、福島県以外で生産・加工された食品について規制を解除することを発表しましたのでお知らせします。

（改正後）

対 象 地 域	規制内容
福島	政府による放射性物質の検査証明書(ポルトガル語翻訳付き)を要求
福島以外	

※ 2011年3月11日より前に福島で生産・加工した食品は日付証明を要求(ポルトガル語翻訳付き)

（改正前）

対 象 地 域	規制内容
<u>福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）</u>	政府による放射性物質の検査証明書(ポルトガル語翻訳付き)を要求
<u>上記12都県以外</u>	<u>政府による産地証明書(ポルトガル語翻訳付き)を要求</u>

※ 2011年3月11日より前に生産・加工した食品は日付証明を要求(ポルトガル語翻訳付き)

ブラジル向けの証明書の発行の発行条件及び手続きについて

第1 証明書発行の対象品目

日本からブラジルへ輸出される福島県で生産・加工された全ての食品

第2 証明書の発行要件

以下の1又は2のいずれかの要件を満たすこと。なお、ブラジル側に提出する際には、ポルトガル語訳を添付する必要がある。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮食品にあっては収穫、加工食品にあっては加工されたこと
- 2 ブラジルにおける食品中の放射性物質基準（Codex Standard 193-1995の基準に同じ）に適合していること

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）に掲げる書類を都道府県における農林水産物・食品の輸出を担当する部又は課の長（以下「担当部長等」という。）宛てに提出する。

- （1）ブラジル向けに輸出される食品等に関する証明申請書（別記様式1）
 - （2）Declaration for the import into Brazil of food(s) from Fukushima Prefecture, Japan（別記様式2）
 - （3）第2の1に該当する場合は、収穫又は加工された年月日を確認できる書類
 - （4）第2の2に該当する場合は、ブラジルの食品中の放射性物質基準（Codex Standard 193-1995の基準に同じ）に適合することを確認できる書類
 - （5）ブラジルへの輸出申請書記載事項を確認できる書類
- 2 担当部長等は、1の内容を確認の上、別記様式2により証明書を発給する。
 - 3 ブラジル政府から要求されているポルトガル語翻訳の様式は、証明書の発給後、輸入業者の方で記載し、ブラジル政府に提出する必要がある（詳細は別紙フロー図参照）。

第4 申請先

担当部長等

第5 特別な場合における国による証明書の発行

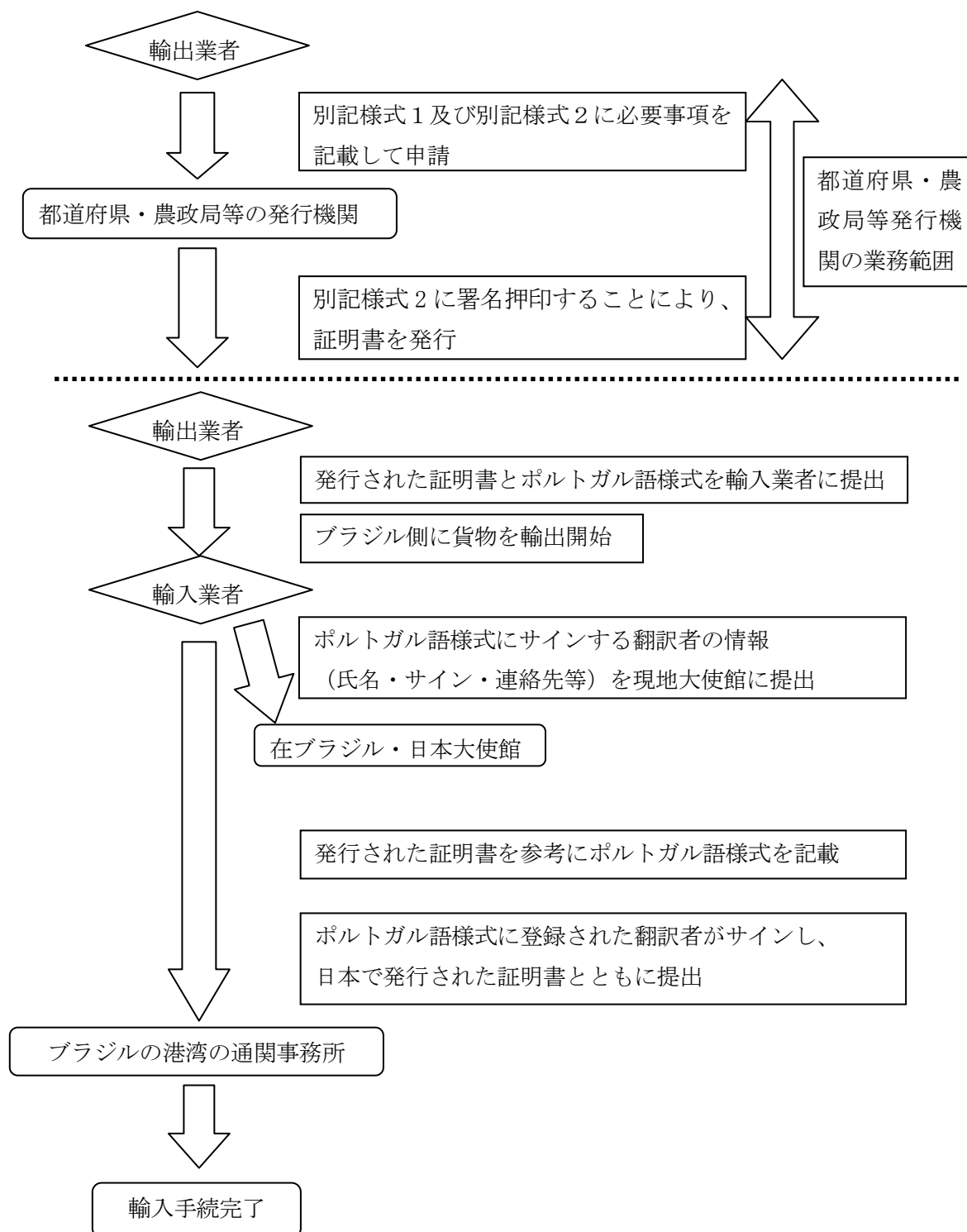
- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は証明書を発行することができる。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合
 - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループと協議するものとする。

(別紙)

ブラジル向けの証明書の発行手続きのフロー



(別記様式 1)

ブラジル向け輸出食品（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

Declaration for the import into Brazil of food(s) from Fukushima Prefecture, Japan

Consignment Code..... Declaration Number

.....
.....(competent authority)

DECLARES that the Food(s) (products) of this consignment composed of:.....

.....
.....
.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

which comes from the establishment

.....
..... (name and address of establishment)

embarked at

..... (embarkation place)

going to.....

.....
.....
..... (identification of importer)

☐ has been harvested and/or processed in Fukushima prefecture before 11 March 2011;

☐ is originating from Fukushima prefecture, to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the Codex Standard (193-1995).
The analytical report is attached.

Done at on

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority